

議案第 29 号

佐野市水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正について

佐野市水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 2 年 2 月 28 日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

佐野市水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年佐野市条例第 217 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第 13 条の 2 において同じ。）」に改める。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（災害派遣手当）

第 13 条の 2 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条（同法第 183 条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 44 条において読み替えて準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項に規定する職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合に支給する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

佐野市職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第29号参考資料

佐野市水道事業企業職員及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、<u>期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第13条の2において同じ。)</u>とする。</p> <p><u>(災害派遣手当)</u></p> <p><u>第13条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において読み替えて準用する場合を含む。)</u>又は<u>大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合に支給する。</u></p>